

◇地域営農加算とは◇

転作とも補償や互助に 農家の話し合いで

今年の転作（水田農業確立対策）から新しい制度ができました。農業者・農協が中心となって水田農業確立のための活動を計画的に進めたとき、地域営農加算がもたらえます。

これは、農家ぐるみ、地域ぐるみの話し合いで土地や水の利用、営農の調整などをスムーズにするための「とも補償や農家間、地域間の互助的な活動」が大切であるところから、農家から一定の拠出金を出して基金をつくり事業を行ったとき、国から助成補助金が交付されるものです。

《要件は》
まず「地区」の転作等目標面積が達成されていることが前提条件です。そのうえで農協が農家からの転作等実施計画書を取りまとめ、水田利用合理化推進協議会の設置や推進計画を作成すること。計画には三分の二の農業者が参加していること。そして、農家の拠出による「基金」が造成されていることが必要です。

《基金の使いみち》
小規模な土地基盤の整備など水田農業確立のための条件整備事業、集出荷施設の設置など水田営農の高度化、推進にかかる事業。水田にかかる土地や水の利用、営農の調整のための「とも補償」にかかる事業などとされています。

《とも補償とは》
南州市では経験がありませんが、全国的にみると農家や集落などが中心となって、お互いにお金を出し合う助け合いの制度が定着しているようです。例えば、他用途利用米を出荷する農家に価格の一部を助成したり、飯米農家などで転作を行うことが困難な農家に代わ

る者に直接交付することになっていますが、あらかじめ農業者の合意を得ておけば農協に一括交付したり、交付金と基金とを合わせて、とも補償や各種の事業に使うこともできるとされています。

《地域営農加算金の交付は》
計画区域で転作を実施した農業者に対して、一般作物と永年性作物については一〇ア当たり一〇万円、特例作物については一〇ア当たり五万円がもらえます。これは農業者などの話し合いで、そのお金のうち、基金をつくらせ、その基金で農業者のために事業を行うと、それに相当する交付金が地域営農加算としてもらえる制度です。問題点は、どのような事業をみんなの納得で行うかということです。

《基金は》
地区の計画に参加している農業者から出し合います。その額は一般作物と永年性作物の転作面積に一〇ア当たり一〇万円を乗じたものと、特例作物の転作面積に一〇ア当たり五万円を乗じたものの合計額と同じか、またはそれ以上の額が必要で、

《基金の使いみち》
小規模な土地基盤の整備など水田農業確立のための条件整備事業、集出荷施設の設置など水田営農の高度化、推進にかかる事業。水田にかかる土地や水の利用、営農の調整のための「とも補償」にかかる事業などとされています。

《とも補償とは》
南州市では経験がありませんが、全国的にみると農家や集落などが中心となって、お互いにお金を出し合う助け合いの制度が定着しているようです。例えば、他用途利用米を出荷する農家に価格の一部を助成したり、飯米農家などで転作を行うことが困難な農家に代わ

る者に直接交付することになっていますが、あらかじめ農業者の合意を得ておけば農協に一括交付したり、交付金と基金とを合わせて、とも補償や各種の事業に使うこともできるとされています。

果樹の引き抜きは対象外 転作の対象水田

かきなどの果樹を引き抜いて水田に還元したものは、転作の対象水田になりません。

昨年十二月、国は昭和六十二年度から始まる水田農業確立対策大綱を発表しました。

この中で、新たに転作の対象になる水田として「昭和五十七年度から六十年までのいづれかの年度に水稲を作付けたもの」とされました。

このため、該当すると思われる水田のある方は隣地の確認をもら

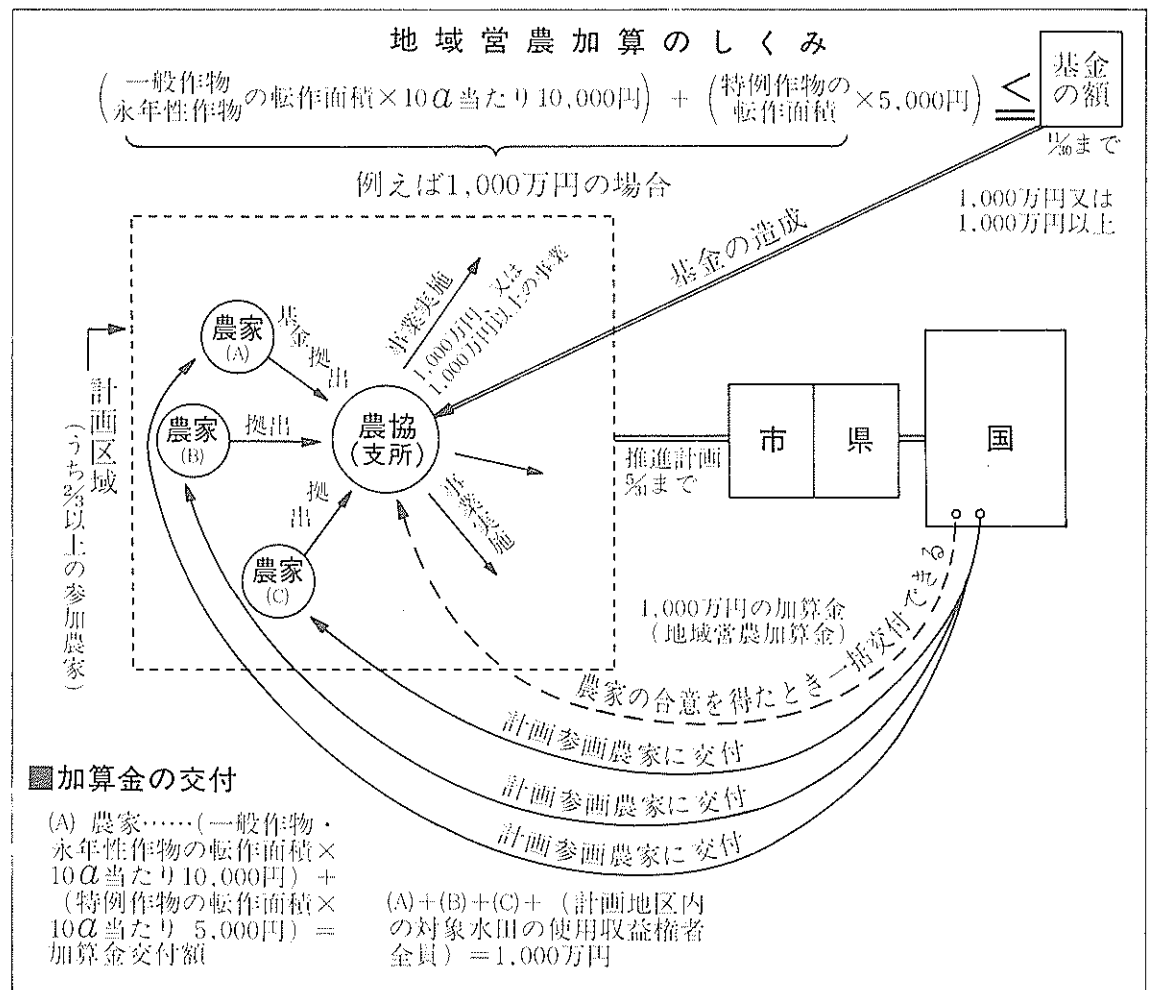
《基金は》
地区の計画に参加している農業者から出し合います。その額は一般作物と永年性作物の転作面積に一〇ア当たり一〇万円を乗じたものと、特例作物の転作面積に一〇ア当たり五万円を乗じたものの合計額と同じか、またはそれ以上の額が必要で、

《基金の使いみち》
小規模な土地基盤の整備など水田農業確立のための条件整備事業、集出荷施設の設置など水田営農の高度化、推進にかかる事業。水田にかかる土地や水の利用、営農の調整のための「とも補償」にかかる事業などとされています。

《とも補償とは》
南州市では経験がありませんが、全国的にみると農家や集落などが中心となって、お互いにお金を出し合う助け合いの制度が定着しているようです。例えば、他用途利用米を出荷する農家に価格の一部を助成したり、飯米農家などで転作を行うことが困難な農家に代わ

る者に直接交付することになっていますが、あらかじめ農業者の合意を得ておけば農協に一括交付したり、交付金と基金とを合わせて、とも補償や各種の事業に使うこともできるとされています。

《地域営農加算金の交付は》
計画区域で転作を実施した農業者に対して、一般作物と永年性作物については一〇ア当たり一〇万円、特例作物については一〇ア当たり五万円がもらえます。これは農業者などの話し合いで、そのお金のうち、基金をつくらせ、その基金で農業者のために事業を行うと、それに相当する交付金が地域営農加算としてもらえる制度です。問題点は、どのような事業をみんなの納得で行うかということです。



老人医療

入院時一部負担金減額 認定証の更新について

既に交付を受けている入院時一部負担金減額認定証の有効期限が、六十二年五月末日となっています。引き続き①に該当する方は、入院時の負担金が減額になりますので、所定の手続きを行って認定証等の交付を受けてください。②に該当する方は、更新の必要はありません。

①高齢福祉年金の受給者で、かつ主たる生計維持者が当該年度の市民税非課税の方（四、五月入院時）

②特定疾病（血友病、腎不全による血液透析）で療養を受けている方は、入院時は一ヵ月につき一万円となります。

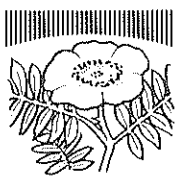
新たに①と②に該当となる方も申請手続きを行ってください。

※詳しいことは保健課係（電話2111内線132）までお尋ねください。

大正6年生まれの方 老人医療受給手続きを

大正六年五月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができました。また、六十五歳以上で身体障害者手帳の一級から三級まで、言語障害及び下肢（一部）障害の場合は四級まで、と同程度の障害の認定を受けた方は老人医療の該当となります。

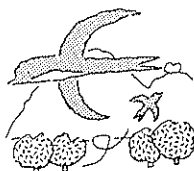
障害年金証書、身体障害者手帳など障害の程度を証明するものと



保育料が

決まりました

六十二年四月からの保育料が左表のとおり改正されました。保育料は給食費、子供の遊具、色紙などの購入や保育所の修理など、その費用に充てています。保護者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
【民生課保育管理係】



昭和62年度保育料徴収基準表

階層	区 分	3歳未満児	3歳以上児	摘 要
A	生保による被保護世帯	0円	0円	加 算
B	B ₁ A以外の前年度非課税世帯(母子世帯等)	0	0	前年度固定資産税
	B ₂ 上記以外の前年度非課税世帯	3,500	3,000	B ₂ 階層} 第1子は全額、 C階層} 他は半額
C ₁	前年度市民税均等割世帯	8,000	7,000	C ₁ で 20,000円以上 C ₁ に
C ₂	市民税所得割 5,000円未満	9,100	8,300	C ₂ で 4,000円以上 C ₂ に
C ₃	" 5,000円以上	10,700	9,700	C ₃ で 6,000円以上 C ₃ に
D ₁	所得税 3,000円未満	12,700	11,300	D ₁ で 8,000円以上 D ₁ に
D ₂	" 3,000円以上15,000円未満	14,100	13,200	D ₂ で 10,000円以上 D ₂ に
D ₃	" 15,000円以上30,000円未満	16,600	15,300	減 額
D ₄	" 30,000円以上60,000円未満	19,300	17,500	B ₂ 階層} 第1子は全額、 C階層} 他は半額
D ₅	" 60,000円以上90,000円未満	22,600	19,900	D階層} 末子は全額、 他は半額
D ₆	" 90,000円以上120,000円未満	26,200	22,000	10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
D ₇	" 120,000円以上150,000円未満	29,300	24,000	
D ₈	" 150,000円以上180,000円未満	31,900	25,900	
D ₉	" 180,000円以上210,000円未満	33,700	27,000	
D ₁₀	" 210,000円以上240,000円未満	34,900	27,900	
D ₁₁	" 240,000円以上330,000円未満	35,800	28,700	
D ₁₂	" 330,000円以上	36,700	29,500	

児童手当受給者の方へ

現況届は6月30日までに

昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育している方、又は昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を三人以上養育している方で、児童手当を受けている方は、毎年六月一日から三十日までに「児童手当現況届」を、保健課給付係まで提出していただくことになっております。また、今年六月以降は受給資格がなくなると思われる場合でも現況届が必要です。この現況届は、受給者の前年の所得の状況と、六月一日現在の養育の状況などを確認するための届けです。もし提出されない場合は、引き続いて受給資格があっても、六月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。
【保健課給付係】

フープロ教室に

参加しませんか

若年母子世帯を対象としたフープロ教室を左表の日程で開きます。二、三日受講すればマスターできますので多数ご参加ください。
【参加費・無料】
【申し込み先・六月三十日(火)までに、福祉事務所社会係(☎2111内線160)まで。】

日	時 間
7月4日(土)	午後1時～4時
5日(日)	午前9時～12時
11日(土)	午後1時～4時
12日(日)	午前9時～12時
18日(土)	午後1時～4時
19日(日)	午前9時～12時

警察官を募集

(4年制大学卒を対象)

高知県警察では、次の要領で警察官の募集を行います。
【受験資格】
昭和35年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた男子で、4年制大学卒業者(昭和63年3月までに卒業見込みの者を含む)
【受付期間】
6月1日(月)～7月13日(日)、午前8時30分～午後5時(土曜日は12時30分)
【採用予定人員・約10人】
※申込用紙の請求、申込先、試験日など詳しいことのお尋ねは、南国警察署事務係(☎2151内線211)までお問い合わせください。

母子家庭医療費受給者証

更新手続きを

現在、母子家庭医療費受給者の資格を有している方は、昭和六十二年六月末で有効期限切れとなりますので、六月八日までに所定の更新申請書を提出してください。
【お問い合わせ先】
☎2111内線132まで。

休場ダム 放流のお知らせ

今年も台風や集中豪雨が発生するシーズンとなりました。四国電力では、休場ダムから放流する場合、警報車やサイレンでお知らせしています。サイレンや警報車による警報を聞いた場合は、川に物を置かれていた方、また川にいる方は、直ちに安全な場所へ移動するようお願いいたします。なお、放流する場合のサイレンの鳴らし方は次のようになっています。
一分間吹鳴(ウオーン)→十五秒休み→一分間吹鳴(ウオーン)

農業用古ビニールを回収します

6月10日(水)市内一斉に

農家、養殖家の皆さん、今年も6月10日(水)、市内一斉に農業用古ビニールを回収します。
使用済みのビニールは、道や土手などに捨てないで、回収処理にご協力ください。
りしてください。
④運搬、集積時には雨水がからないようにしてください
【産業経済課】



古ビニールの出し方は次のとおりです

- ①塩化ビニールだけを回収します。酢酸ビニールやポリエチレンなどは混ぜないでください。酢酸ビニールなどが混ざると再生処理ができなくなります。酢酸ビニールやポリエチレンは、ご家庭で焼却処理をしてください。
- ②指定の集積場所へ午前7時から10時までに出してください。
- ③古ビニールに付いた木片、金属などの混じり物は完全に取らずし、20%程度に荷造

古ビニール集積場所	集 積 場 所
大 篠、野 田	市農協大篠支所西側(田本所前)
日 章	" 日章支所前(田村)
上倉、久礼田	" 久礼田支所東側空地
瓶岩、国 府	" 国府支所園芸倉庫東側
前 浜	" 前浜集出荷場前
稲 生	" 稲生支所前
三 和	三和農協集出荷場北側(本村)
十 市	十市農協販売部前
丸 十	丸十園芸集出荷場前
岩 村	岩村農協露地出荷場東側
長 岡	長岡農協園芸集出荷場前

※この集積場所は、6月10日(水)限りのものです。今後の回収については、関係農協(園芸部)の定めた日時、場所により処理をしてください。

(第2回) 小学生のための企業訪問 申し込みは7月15日までに

南国市商工会青年部では、青少年育成事業として市内の小中学校の3、4年生を対象に地元企業の企業訪問を行います。

これは、実際に企業を訪問し、その様子を勉強することで、地域社会を勉強する小学3、4年生に南国市をよく理解し、郷土愛を培ってもらうというものです。

■対象：市内の小中学校3、4年生
■人数：30人（応募者多数の場合）

は抽選を行います。
■参加費・無料
■日時：7月28日(火) 8時30分集合(雨天決行)
■集合場所：南国市商工会駐車場
■服装：体操服、帽子
■訪問先：ひまわり乳業、セイレイ工業(株)佐山田工場、双葉台木材団地、ミロク製作所
■応募方法：往復ハガキに、住所、氏名、生年月日、性別、学校名、電話番号(緊急時の連絡先、保護者氏名を記入、捺印して、〒783 南国市大浦中一六三三三九南国市商工会 第2回「小学生のための企業訪問」係まで。
■締め切り：7月15日
※詳しいことは、南国市商工会(電話3073)までお問い合わせください。

金婚式を迎えた ご夫婦へ

今年も九月一日、高知新聞社主催の「金婚夫婦祝賀式典」が市社会福祉センターで開かれます。

金婚式を迎えられたご夫婦は、ぜひ参加してください。
■資格：昭和十二年一月一日から同年十二月三十一日までに婚姻届を出している夫婦(それ以前の届け出でも初めてのの方は可)
■申し込み方法
夫婦の戸籍謄本(二人の結婚年月日・生年月日記入のあるもの)と、別紙に現住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号を明記し左記まで。
〒780 高知市本町三十二番十五 高知市商工会青年部「金婚夫婦祝賀」係
■申し込み期限：7月10日(必着)

今月の納税 市・県民税 (1期分)

納期限は6月末日です
口座振替の申し込みをされている方は、振替不能にならないよう、口座残金をお確かめください。

お気軽に教育相談を

次代を担う青少年の健全育成を図るために教育に関する相談に応じています。家庭生活や学校生活、学習や進路の問題、心身の発達等、何でもお気軽に相談してください。

○相談員：榎崎徳氏(元奈良中学校長)
○日時：毎週月・水・金曜日
午前8時30分～午後5時
毎週土曜日
午前8時30分～正午

土佐希望の家祭り

6月20日、21日
土佐希望の家では、障害児と障害者への理解と交流を深めるために、今年も「土佐希望の家祭り」を開きます。
○日時：6月20日(土)～21日(日)、午前10時～午後5時
○場所：土佐希望の家
○催し：作品展示、模擬店、アトラクション(演劇、ジャズダンス)
※模擬店、アトラクションは21日のみ。

乳児募集

共同保育所コスモス

コスモスでは、四月以降入所のコスモスつ子を募集しています。コスモスは、父母と保育が共同で運営する保育所で、産休明けから公立保育所へ入所できるまでの子供を対象に、伸び伸びと健やかに保育方針にして頑張っています。
※詳しいことは、共同保育所コスモス 南国市篠原二三八三(電話5788)まで。

国民年金

保険料の◇◇

申請免除は慎重に

国民年金の加入者は、厚生年金や共済組合の加入者とこれらの人に扶養されている奥さんを除いて必ず保険料を納めなければなりません。しかし、生活が非常に苦しくて納められない人のために、一定の基準にあてはまれば保険料の納付を免除する制度があります。この免除を受けようとするときは、毎年六月末日までに申請してください。これが認められると、

【民生課年金係】
土佐長岡郡、南国市母子家庭交歓会が今年も次の日程で開かれます。参加を希望する方はお早めにお申し込みください。
○日時：7月28、29日
○行き先：東洋町白旗
○参加費：無料
○締め切り：6月20日
○申し込み先：市福祉事務所社会係(電話2111 内線160、162)
※マイクロボスの都合上、希望者多数の場合は抽選で決定します。
【福祉事務所社会係】

県の住宅取得助成制度

住宅金融公庫融資に上乗せして助成する制度です。
■持家住宅建設資金融資制度
住宅金融公庫の融資を受けてもなお資金の不足する方に、最高三百万円まで年利五・一で融資するもので、返済は十五年以内です。今年の融資戸数は三戸の予定で、融資の決定は受付順です。
■地域優良木造住宅利子補給制度
この二つの制度の申し込みは、

不正大麻・けし

撲滅運動に協力を

不正大麻・けしの不正栽培者はあつとを絶たず、昨年県内で大麻の不正栽培者八、けしの不正栽培者二人が事件送致等の処置を受けました。
このため、今年度も五月から七月までの三か月間、不正大麻・けし撲滅運動を実施しています。
不正栽培や自生している不正大麻、けしを発見したときは、麻薬取締官事務所、都道府県薬務主管課、保健所、警察署へ連絡してください。

簡単な見分け方

×植えてわるいけし	○植えてよいけし
① 全面にろうをまわっているため白っぽい緑色をしている。	① 緑色をしている。
② 草丈が大きく100cm以上になる。	② 草丈が低く80～90cmとまわりである。
③ 葉が太く、しかりしている。	③ 全草が弱々しい感がある。
④ 無毛である。あっても極めて少ない。	④ 全草に毛が生えている。
⑤ 葉は全体に葉の下の方までついている。	⑤ 葉は葉の下方に密生している。
⑥ 葉が大きく長楕円形でまわりの切れ込みが深い。	⑥ 葉は卵状で、深く裂けている。
⑦ 葉は無毛で、つぼみ根が葉を包み込んでおり、葉の下の方から出ている葉は心臓形で、深く裂けている。	⑦ 葉は葉の下方から出ている葉は葉柄をもち、裂けている。

母子父子家庭 交歓の集い 参加しませんか

母子父子家庭交歓会が今年も次の日程で開かれます。参加を希望する方はお早めにお申し込みください。
○日時：7月28、29日
○行き先：東洋町白旗
○参加費：無料
○締め切り：6月20日
○申し込み先：市福祉事務所社会係(電話2111 内線160、162)
※マイクロボスの都合上、希望者多数の場合は抽選で決定します。
【福祉事務所社会係】